

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,491千円
1中核市・特別区あたり 4,038千円
1市町村あたり 2,250千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 4,025千円
1中核市・特別区あたり 2,356千円
1市町村あたり 1,695千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラー



(1) 実態調査・把握

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアプローチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 （ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 17,637千円
1中核市・特別区あたり 11,291千円
1市町村あたり 6,312千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,261千円
1中核市・特別区あたり 4,923千円
1市町村あたり 2,539千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 3,794千円
1中核市・特別区あたり 2,582千円
1市町村あたり 1,710千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

3. 事業イメージ

